

村松幼稚園の預かり保育について

村松幼稚園では、子どもの健やかな成長を支える子育て支援のため、教育時間終了後、ご家庭で保育することが難しい園児を預かる「預かり保育」を行っています。

1 対象

村松幼稚園に在籍する園児で、保護者が以下に該当する場合は、

- ①就労・就学 ②通院、家族の通院介助、看護・介護 ③学校行事や自治会などの会合参加
④一時的な休息 ⑤病気・怪我・障がい ⑥求職活動 ⑦冠婚葬祭 ⑧妊娠・出産
⑨事故・災害・その他やむを得ず家庭での保育が困難

※ ①「就労」は自営業やその手伝い、「就学」は職業訓練校、②「通院」は健診を含みます。

※ 長期休業日（学年始・夏季・冬季・学年末）も対象は同じです。

2 実施日

園の開園日、長期休業日（土・日・祝日を除く）

※ 年末年始や園都合により実施しない日があります。

※ 新入園児は、入園式の翌日以降から利用できます。



3 実施時間・利用料

期 間	利用時間	利用料金		
		生活保護世帯	非課税世帯	左記以外の世帯
通常保育 期間	教育時間終了～16:30 まで	0 円	200 円	450 円
	教育時間終了～18:00 まで	0 円	300 円	550 円
長期休業日	8:30～12:00 まで	0 円	100 円	200 円
	8:30～16:30 まで	0 円	200 円	450 円
	8:30～18:00 まで	0 円	300 円	550 円

※ 次の要件に当てはまる方で、**事前に**保育の必要性を認定された方につきましては、利用料が一部無償化されます。認定を受けるためには、「施設等利用給付認定申請書兼現況届」に記入の上、必要書類を添付して園に提出してください。

（１）要件（保護者全員がいずれかに該当する）

理由	内容	添付書類
就労	保護者が家庭の内外で働いている (勤務時間が月 6 4 時間以上) ※育児休業中は基本的に対象外となります。	就労証明書 (発行日から 3 か月以内のもの)

母親の妊娠・出産	出産の前後である（出産予定月の前2か月の1日から後2か月の末日まで）	妊娠証明書または母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障がい	保護者が傷病中であるか、心身に障がいがある	診断書または身体障害者手帳・療育手帳の写し
親族の介護・看護	児童の家庭内に、長期入院している人や心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその介護・看護にあたっている ※月64時間以上介護・看護にあたっている方に限ります。	次の①②の両方 ①要介護・看護者の診断書または身体障害者手帳・介護保険証等の写し ② 介護（看護）に関する申立書（記入例）
災害復旧	火災、風水害、地震等により、住居や家財に損害を受けたため、その復旧をしている	次の①②の両方 ①罹災証明書等 ② 災害復旧に関する申立書
求職活動	保護者が求職活動を行っている（起業の準備を含む） ※認定期間は3か月（就労から認定変更した場合は2か月）が上限です。	求職活動に関する申立書
就学・職業訓練	保護者が就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む） ※月64時間以上就学している・職業訓練に参加している方に限ります。	就学：在学証明書（未入学の場合は合格通知書等）及び授業時間数の分かるもの 職業訓練：合格通知書の写し及び訓練の日程が分かるもの

※ 状況に変更があった場合（就労先の変更等）は、再度書類を提出していただくことがありますので、速やかにお知らせください。

※ 就労証明書は、村の様式を使ってください。（園にありますので、ご相談ください。）

（2）無償化上限額（毎月①②③のいずれか低い方の金額。上限を超えた差額を請求します）。

- ① 1月分の預かり保育料総額 ②11,300円
- ③（月の利用日数が26日未満の場合）1回450円×月の利用日数

4 保育対応

主に副担任（教育・保育支援員）が保育を行います。人数が多い場合には、臨時に保育サポーターを増員することがあります。

5 利用方法

- ① 毎月、翌月の預かり保育の利用希望日について、利用有無のアンケートをとらせていただきます。アンケートは、「コドモン」にて実施しますので、指定された期日までにご回答ください。「コドモン」は、園と家庭をつなぐスマートフォンアプリです。詳しい登録手続きについては、園から案内があります。
- ② 決定を受けた後、利用日の追加・変更・取消をする場合は、園にご相談ください。
毎年度、初回申請時のみ「東海村立幼稚園預かり保育申出書」を園に提出してください。
- ③ 利用料金につきましては、利用した月の翌月に「enpay(エンペイ)」にて徴収します。「enpay(エンペイ)」は、LINE を活用したキャッシュレス集金業務支援サービスです。詳しい登録手続きについては、子育て支援課または利用園にお問い合わせください。（無償化の認定を受けた方につきましては、無償化の上限額を引いた差額の料金を請求いたします。）

6 利用上の注意

- ・お子様の体調不良などで緊急に連絡する場合がありますので、利用中は電話が常時つながる状態としてください。（就労先に連絡する場合があります） また、遠方への外出など、緊急時に保護者の迎えが難しい場合には、行き先や対応方法などについて、事前に幼稚園に伝えてください。
- ・予定の時間に間に合うよう、お迎えをお願いいたします。やむを得ない理由により間に合わない時は、必ず園に連絡してください。
- ・預かり保育の利用日にはおやつを、利用中に昼食をとる場合はお弁当を持参してください。
- ・虚偽の申請や利用料の未納など、預かり保育の実施が困難と認められる場合には、利用を取り消すことがあります。

7 その他

ご不明な点などございましたら、幼稚園にお尋ねください。
また、預かり保育について、詳しい説明は2月の保護者説明会で行います。